

平成26年11月4日

平成26年第5回野洲市議会
臨時会 発議書

野洲市議会

発議第2号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月4日

提出者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

野洲市議会委員会条例（平成 16 年野洲市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「少なくとも一の常任委員会の委員と」を「次項第 1 号から第 3 号までに規定する常任委員会の少なくともいずれかの委員に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 議長を除く議員は、前項第 4 号に規定する予算常任委員会の委員になるものとする。

第 8 条第 1 項及び第 3 項中「会議」を「議会」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 第 3 項ただし書の規定により委員の常任委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第 13 条第 2 項中「議長」を「議会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議会の閉会中においては、議長が許可することができる。

第 13 条に次の 1 項を加える。

3 前項ただし書の規定により議会運営委員会及び特別委員会の委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。